

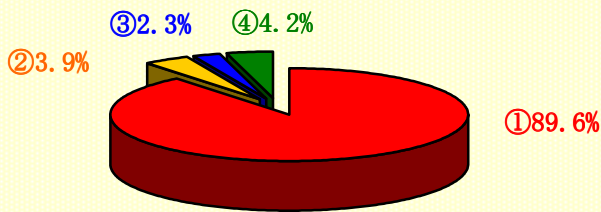
住宅用火災警報器の設置が義務付けられました!!

平成16年6月に『消防法』が改正され、全てに住宅や自動火災報知設備が設置されていない一般住宅・共同住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

義務付けられた理由としては、平成15年に住宅火災による死者数が、昭和61年以来17年ぶりに1,000人を突破しました。死者の約7割が『逃げ遅れ』で特に高齢者が半数以上を占めています。今後の高齢化の進展により死者がさらに増加するおそれがあることから、火災による死者を減らすには火災を早い段階で知らせる事が重要となります。

アメリカでは、1970年代後半に住宅火災の死者数が6,000人以上であったものが、住宅用火災警報器の設置が義務化され、30年後に普及率が90%を超え死者が半減しました。

- 火災事故発生場所 -



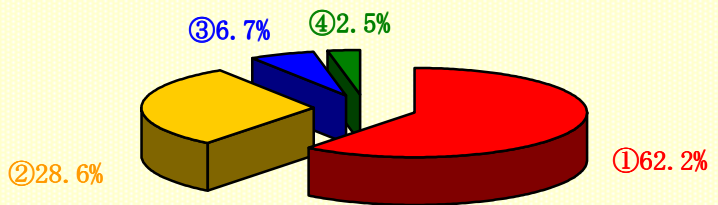
①住宅 ②複合用途・非特定 ③複合用途・特定 ④その他

平成16年中の建物火災による死者のうち、住宅火災（一般、共同住宅）による死者数は89.6%を占めています。近年ではホテル・旅館・百貨店等よりも火災件数当たりの死者数が5～10倍程度となっており、住宅は建物のなかで最も死者が発生しやすい用途といえます。

平成16年中の住宅火災による死者の発生状況を経過別にみると、逃げ遅れが最も多く、全体の62.2%を占めています。

その内、約45%が睡眠時間帯における火災発生が原因となっております。火災発生に気付かず、逃げ遅れるという事が大きな要因の一つといえます。

- 火災事故死亡原因 -



①逃げ遅れ ②その他 ③着衣着火 ④出火後侵入

《設置期限》

■京都府

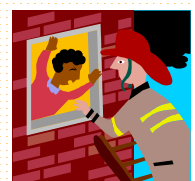
【平成23年5月31日】

■滋賀県 ・草津市/守山市/栗東市/野洲市

【平成21年5月31日】

・上記以外の県内の地域

【平成23年5月31日】



《設置場所》

① 寝室（煙感知式）

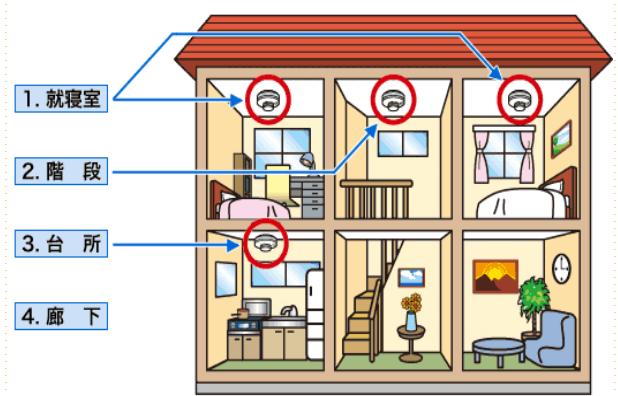
就寝に使用する部屋の天井または壁面に設置。

② 階段（煙感知式）

就寝に使用する部屋がある階の階段の踊場の天井または壁面に設置します。ただし、避難階段（1階など容易に避難できる階）の場合は除きます。

③ 台所（熱感知式または煙感知式）

住宅内で最も火気の取扱いの多い台所に設置します。



《設置機器》

住宅用火災警報器は、火災により発生する『煙』や『熱』を自動的に感知し、住宅内にいる人に対し、『ブザー音』や『音声』により火災の発生をいち早く知らせ、避難をうながす器具です。設置工事が比較的簡単な『電池式』と専門の配線工事やコンセントが必要な『交流電源式』の2種類があります。（電池式は機器の電池種別等により1年～10年と電池寿命が異なります。）

又、機器を選ぶ目安として、住宅用火災警報器の品質を保証するものには日本消防検定協会の検査に合格した『**NSマーク**』（日本消防検定協会の鑑定合格証）が貼られています。『**NSマーク**』が付いているものを選びましょう。



① 煙感知タイプ

煙感知タイプは、火災をより早期に発見する為に有効です。

（電池式 電池寿命約10年間）

ミニテック特価

6,300円（取付費込み）

※感度補正機能付き／移報接点なし



② 熱感知タイプ

熱感知タイプは、調理などで煙や水蒸気が発生する台所に適しています。

（電池式 電池寿命約10年間）

ミニテック特価

6,300円（取付費込み）

※移報接点なし



mini tech ㈱ミニテック西日本